（前のページより続き）

〔資　料〕
閣議決定等事項
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
適格機関投資家に関する公告、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、職員の免職処分、建設業の許可の取消処分、入札関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　一五
会社その他
会社決算公告　二九

省　令

○財務省令第一号
国土交通省令第一号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）別表の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

外務大臣　松本　剛明
財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　大畠　章宏

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令（平成二十二年財務省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号ロ（四）中「充てん物」を「充填物」に改め、同条第三十一号中「組立てに」に改め、同条第四十五号中「間げき」を「間隙」に改め、同条第五十三号及び第五十四号中「遮へいする」を「遮蔽する」に改める。

第三条第二項第五号中「充てん用」を「充填用」に改める。

第五条第四号ロ（二）中「熱遮へい体」を「熱遮蔽体」に改め、同条第十号レ中「トリス―一―（二―メチル）アジリジニルホスフィンオキシド」の下に「（別名ＭＡＰＯ）」を加える。

第六条第十二号イ（六）に次のように加える。

20　ビス（二―メチルアジリジニル）二―（二―ヒドロキシプロパノキシ）プロピルアミノホスフィンオキシド（別名ＢＯＢＢＡ８）及びその他のＭＡＰＯ誘導体

第六条第二十号中「附属品（」の下に「いずれも」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第七条　検査法施行令別表六の項（二）及び（二十二）の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　検査法施行令別表の六の項（二）に定めるもの　まぐろ

二　検査法施行令別表の六の項（二十二）に定めるもの　放送用のもの

附　則

この省令は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百六十八号）の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第七十八号

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第一項及び第五十六条の三第三項第三号の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三第一項第二号中「四千二百十円以上一万二千二百二十円」を「四千六百四十円以上一万七百四十円」に、「四千二百十円」に、「一万二千二百二十円（」を「四千六百四十円（」に、「一万二千二百二十円（」を「一万千七百四十円（」に、「四千二百十円を」を「四千六百四十円を」に改め、同条第二項中「一万九百五十円」を「一万五百七十円」に、「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改める。

第八十三条の二中「十分の三」を「十分の四」に改める。

附則第三条中「及び第八十三条の二」及び「、第八十三条の二中「十分の三」とあるのは「十分の四」と」を削り、「第八十二条の三第二項」を「同項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

○農林水産省令第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項第三号並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項第六号及び農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第七条第四号の規定に基づき、森林法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

森林法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（森林法施行規則の一部改正）

第一条　森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「による放送事業の用に供用する」を「第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する」に改め、同条第九号中「道路運送法第三条第一号イ」を「同号イ」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第二十二号中「放送事業」を「基幹放送」に改め、同項第二十六号の二及び第二十七号中「すべて」を「全て」に改め、同項第二十八号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「、法第十条第三項各号」を「、同項各号」に改める。

第三十七条第十四号中「又は索道事業者」を「若しくは索道事業者」に、「又は索道事業で」を「若しくは索道事業で」に、「又は索道施設」を「若しくは索道施設」に改め、同条第二十六号中「放送事業」を「基幹放送」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。